

ガバナンス・コード＜第 2.0 版＞
「点検結果報告書」

共通様式

① 法人名称	学校法人昌平黉
② 設置大学名称	いわき短期大学
③ 担当部署	総務部
④ 問合せ先	0246-35-0415
⑤ 点検結果の確定日	令和 7 年 9 月 2 4 日
⑥ 点検結果の公表日	令和 7 年 9 月 3 0 日
⑦点検結果の掲載先 URL	
⑧本協会による公表	☒ 承諾する ☐ 否認する

【備考欄】

--

様式 I

I－I. 「基本原則」及び「原則」の遵守（実施）状況の点検結果

基本原則・原則	遵守状況
基本原則 1 自主性・自律性の確保（特色ある運営）	○
原則 1－1 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立	○
原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理	○
基本原則 2 公共性・社会性の確保（社会貢献）	○
原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元	○
原則 2－2 多様性への対応	○
基本原則 3 安定性・継続性の確保（学校法人運営の基本）	○
原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化	○
原則 3－3 評議員会の構成・運営方針の明確化	○
原則 3－4 危機管理体制の確立	○
基本原則 4 透明性・信頼性の確保（情報公開）	○
原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開	○

I－II. 遵守（実施）していない「基本原則」の説明

該当する基本原則	説明

I－III. 遵守（実施）していない「原則」の説明

該当する原則	説明

様式Ⅱ

Ⅱ－Ⅰ．「原則」の遵守（実施）状況の判断に係る「実施項目」の取組状況

原則１－１ 建学の精神等の基本理念に基づく教学運営体制の確立

実施項目１－１①	説明
建学の精神等の基本理念及び教育目的の明示	建学の精神、基本理念及び教育目標について、大学 ホームページ、大学案内冊子、シラバス、学生便覧などにより、広く公表している。
実施項目１－１②	説明
「卒業認定・学位授与の方針」、「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」の実質化	学生等に対して入学から卒業に至るまでの学びの道筋や３つのポリシー（AP, CP, DP）について、学則をはじめ、大学ホームページ、大学案内冊子、シラバス、学生便覧等により、広く公表している。また、認証評価の結果や自己点検・評価の結果に基づき、教育の質の向上、学修環境の整備及び充実に努めている。
実施項目１－１③	説明
教学組織の権限と役割の明確化	学長は教授会を招集し、議長としてその運営を主導し円滑な進行に努めている。また、教育研究に関する重要事項については、教授会での意見を聴いて学長自ら判断するなど、教授会と学長の役割を明確にしている。教授会のもとに常置されている教務委員会や学生委員会などのメンバーは、学長指名により全専任教員を委員会に所属させるなど全学的な体制を構築している。
実施項目１－１④	説明
教職協働体制の確保	教学部門と法人部門の連絡調整と教学部門の要望聴取のため協議の場が定例的に設けられており、その構成員は、理事長・総長・法人事務局長・財務部長・総務部長・短大事務長・学長・短大学科長である。短大の現状や課題等について協議し、必要に応じて理事会や教授会に諮ることとしている。また、小規模大学であることから教職員一人一人が様々なことに関わっており教職員間の情報共有が緊密に行われている。
実施項目１－１⑤	説明
教職員の資質向上に係る取組みの基本方針・年次計画の策定及び推進	教職員については、継続的かつ組織的な人材育成を推進しており、教員についてはFD委員会の主導のもとFDプログラムを実施し、教育内容の改善や学生支援の充実を図っている。事務職員については、SD委員会を中心に、職務遂行に必要な知識・技能の習得と能力向上を目的とした研修を実施している。また、FD/SD合同研修を通じて教職員相互に連携を深めるとともに、全教職員を対象とした、建学の精神にも関わる『論語』素読教室により人間的・倫理的素養の涵養にも取り組ん

	でいる。
--	------

原則 1－2 中期的な計画の策定方針の明確化及び進捗管理

実施項目 1－2①	説明
中期的な計画の策定方針の明確化及び具体性のある計画の策定	現在、令和 4 年度から令和 8 年度までの中期計画が策定されていることから、令和 9 年度からの計画策定に向け検討している。策定にあたっては、各学校（園）の長や法人組織の管理職等の見解を収集した上で、中期的な内外環境を踏まえて具体的な計画を策定し、評議員会、理事会の審議を経て決定することとしている。
実施項目 1－2②	説明
計画実現のための進捗管理	中期計画は、計画の進捗状況や課題について検証を行い、必要に応じて計画の修正を行うこととしている。

原則 2－1 教育研究活動の成果の社会への還元

実施項目 2－1①	説明
社会の要請に応える人材の育成	地元（いわき市）に根ざす高等教育機関として、地域の活性化と発展を担い次代を担う若者の育成に取り組んでおり、建学の精神と理念に基づき、知的・道徳的及び応用的能力を開発し国際社会や情報社会、福祉社会に貢献できる人材を育成している。
実施項目 2－1②	説明
社会貢献・地域連携の推進	社会貢献と地域連携を教育・研究活動の重要な柱と位置づけ、地域連携研究センター及びボランティアセンターを設置するとともに、学生にも実践的に学ぶ機会を提供するなど地域と共に成長する学びの環境を整えている。これらの取り組みを通じて、大学の知的資源を社会に還元し、地域とともに持続的な発展を目指している。

原則 2－2 多様性への対応

実施項目 2－2①	説明
多様性を受容する体制の充実	本法人は、従来から性別・年齢・国籍・専門性などの多様な背景を持つ人材が活躍できる環境が整備され、意見交換・意思決定の過程で多様な視点が反映されるような組織となっている。
実施項目 2－2②	説明
役員等への女性登用の配慮	女性の登用については、専門性や経験を有する候補者が適切に評価され、選任されるよう配慮している。

原則 3－1 理事会の構成・運営方針の明確化

実施項目 3－1①	説明
理事の人材確保方針の明確化及び選任過程の透明性の確保	理事に求められる専門性、経験・実績等を考慮し、候補者の適格性を客観的に評価した上で選任している。また、選任過程では理事会や評議員会で適切に説明を行った上で審議し、公平性・透明性の確保に努めている。これにより、法人の健全な経営とガバナンス体制の強化を推進している。
実施項目 3－1②	説明
理事会運営の透明性の確保及び評議員会との協働体制の確立	理事会の運営における透明性の確保は重要であり、会議の議事運営や決議過程を明確化するように議事録上に明記している。理事会での議論内容や重要な意思決定事項について、必要に応じて適時・適切に報告・共有することで、法人全体のガバナンス強化に資する体制の確立に努めている。
実施項目 3－1③	説明
理事への情報提供・研修機会の充実	理事が職務を適切に遂行できるよう、必要な情報の適時かつ十分な提供に努めている。また、理事の知識・能力の向上を図るため、外部専門家による研修会やセミナーへの参加機会を積極的に提供している。これにより、理事会の意思決定の質の向上と、法人全体のガバナンス体制の強化を推進している。

原則 3－2 監査機能の強化及び監事機能の実質化

実施項目 3－2①	説明
監事及び会計監査人の選任基準の明確化及び選任過程の透明性の確保	監事及び会計監査人の選任にあたっては、財務・会計に関する高度な専門知識や、実務における監査経験、さらに法令遵守意識の高さなどを重視している。これらの要素を踏まえた上で選任しており、法人の健全な経営とガバナンスの確保に資する体制の構築を目指している。
実施項目 3－2②	説明
監事、会計監査人及び内部監査室等の連携	監事、会計監査人および内部監査室が緊密に連携し、いわゆる「三様監査」を通じて組織全体のガバナンス体制の強化に取り組んでいる。このような三様監査の連携により監査計画や監査結果を共有し、重複や漏れのない監査活動を実施するとともに、必要に応じて相互に情報提供や意見交換を行うことで、財務・業務両面の適正性及び効率性の向上を図っている。
実施項目 3－2③	説明
監事への情報提供・研修機会の充実	監事がその職務を十分に遂行できるよう、必要な情報の提供に努めている。また、監事の知識・技能の向上を図るため、外部専門家による研修会やセミナーへの

	参加の機会を積極的に提供するとともに情報交換の場を設けることで、監査業務の質の向上とガバナンス体制の強化を推進している。
--	--

原則３－３ 評議員会の構成・運営方針の明確化

実施項目３－３①	説明
評議員の選任方法や属性・構成割合についての考え方の明確化及び選任過程の透明性の確保	本法人における評議員の選任にあたっては、法人の健全な運営とガバナンスの強化を目的として、選任方法や候補者の属性・構成割合等を考慮し、学識経験者、卒業生、地域社会関係者、産業界関係者等、幅広い立場から多様な意見を反映できるようにしており、バランスのとれた構成としている。また、選任手続については、候補者の決定に至るまでの過程を公正かつ適切に行い、透明性の確保に努めている。
実施項目３－３②	説明
評議員会運営の透明性の確保及び理事会との協働体制の確立	評議員会の運営にあたっては、会議の招集・議題の設定等、各段階において法令・寄附行為等に基づいた公正かつ適正な手続を徹底するなどして透明性の確保に努めている。また、評議員と理事会がそれぞれの権限と役割を尊重しつつ情報を適時適切に共有し、必要により意見交換等を図ることにより、建設的な協働体制を確立している。
実施項目３－３③	説明
評議員への情報提供・研修機会の充実	評議員が法人の運営に関する重要事項を的確に理解し、適切な判断を行うことができるよう、必要な情報（財務状況や事業計画等）の提供を積極的に行っている。さらに、評議員を対象とした学校法人のガバナンスや法令遵守、教育研究を取り巻く社会的課題に関する研修の機会があれば積極的に受講を図るなどして、評議員の職務遂行能力を高めている。

原則３－４ 危機管理体制の確立

実施項目３－４①	説明
危機管理マニュアルの整備及び事業継続計画の策定・活用	自然災害、事故、不祥事等の突発的な事態に迅速かつ的確に対応するため、すでに整備している危機管理マニュアルの周知徹底を図っている。これにより、被害の最小化と安全確保を可能とするとともに、業務の中断を最小限とし学生や教職員の安全を守りつつ社会的使命を果たせるように努めることとしている。
実施項目３－４②	説明
法令等遵守のための体制整備	法令等遵守のために、内部統制に関する方針、コンプライアンスに関する規程を整備し、役員・教職員への研修や啓発活動の実施、内部監査体制の強化などを通

	じて、法人全体における法令遵守意識の浸透を図っている。また、法令違反や不適切な事案が生じた場合には、速やかに調査・対応を行うとともに、継続的な点検と改善を行うことにより、健全かつ透明性の高い法人運営を実現している。
--	---

原則 4－1 教育研究・経営に係る情報公開

実施項目 4－1①	説明
情報公開推進のための方針の策定	法令・寄附行為等に基づき法人ウェブサイトの情報公開ページにおいて適切に公開事項を明示しており、法人の組織運営や財務状況、教育研究等に関する情報を適切に公開することで、透明性を高め、学生・保護者・地域社会等からの理解と信頼を得られるようにしている。また、必要な情報の公開については継続的に見直しを行うことで、社会的要請や時代の変化に即した公開の在り方を目指すこととしている。
実施項目 4－1②	説明
ステークホルダーへの理解促進のための公開の工夫	ホームページ、説明会、動画配信など多様な手段を活用し、タイムリーに情報を公開するとともに、法人運営や教育・研究活動に関する情報を分かりやすく提供している。

Ⅱ－Ⅱ.「実施項目」に記載の内容とは異なる独自の方法により、「原則」を遵守していると判断した場合の取組内容

該当する原則	説明